

第13号議案

品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月21日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例

品川区保育の実施等に関する条例（昭和62年品川区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第14条の2第1項」を「第14条」に、「から別表第4まで」を「および別表第3」に、「、当該特定被監護者等1人につき、別表第2に定める額」を「、零」に改め、同条第3項中「第4条第4項」を「第4条第2項第6号」に、「別表第3」を「別表第2」に改め、同条第4項中「別表第4」を「別表第3」に改める。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とし、別表第4を別表第3とする。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項から第4項までならびに別表第2および別表第3の規定は、令和5年度以後の保育料について適用し、令和4年度までの保育料については、なお従前の例による。

（説明）0歳児から2歳児までのクラスに係る第2子の保育料を無償化する必要がある。